

【新しい在留管理制度】

平成24年7月より新しい在留管理制度が導入され、外国人を雇用する際の確認方法が変更されます。

現在は外国人の方が在留資格を得て日本に90日以上在留することになった場合には、市区町村への外国人登録が必要です。これが平成24年7月からは中長期在留者には上陸の際にICチップの入った『在留カード』が交付されて、交付から14日以内に住居地の市区町村へ届出をするという流れになり、外国人登録制度は廃止されます。

そしてこれまでは外国人労働者を雇う場合、外国人登録証の確認が必要でしたが、平成24年7月以降は『在留カード』の確認が必須になります。

★『在留カード』での就労確認方法

1. 在留カードを所持しているかどうかを確認する

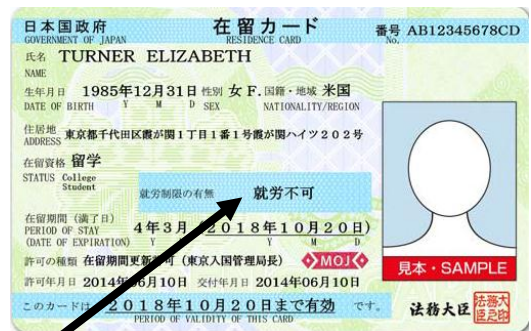
所持していない場合は原則就労不可 ↓

2. 在留カード表面の「就労制限の有無」欄の確認

就労制限なしはOK
就労不可の場合は以下を確認 ↓

3. 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」の確認

許可の範囲内であれば就労可能



この在留カード制度は平成24年7月以降に入国した方から交付され、現在在留されている外国人登録制度の方は、期限が来るまで在留カード所持者とみなされます。

また制度が変わることにより、外国人を雇用する際に不法就労者であることを知らなかったとしても在留カードの確認を怠ったという過失がある場合は、3年以下の懲役や300万円以下の罰金を科せられることがありますのでご注意ください。

法務省入国管理局のHP ↓

<http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/pdf/fuhoushurou.pdf>